

過納金の還付請求権

Q : 課税処分取消しに係る還付金が相続財産に該当するかどうかで争われた事件があると。どのような判決になったのですか？

A : 相続財産にならないとする判決が下されました。

【解説】

この事件は、課税処分取消しをめぐって係争中であった被相続人の地位を承継した相続人が、取消し判決の確定に伴って還付を受けた過納金を一時所得として申告したことに対して、原処分庁が過納金を相続財産として認定してきたため、その取消しを求めて争われたものです。

原処分庁は、過納金は本来、被相続人に還付されるべきものであり、原告への還付は被相続人の財産を相続したことに理由があると指摘、相続人は還付金を受けべき地位を承継したのであるから相続財産を構成すると主張しました。

これに対して、判決では、相続財産は相続開始時に相続人に承継された金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべてであり、かつ、それが限度であるから、相続人が相続開始後に取得した権利が、実質的に被相続人の財産を原資とするものであっても相続財産には該当しないとしました。

国側はこの判決内容を不服として控訴しています。

